

平成28年6月
堺市建築都市局

内訳明細書の情報提供について（お知らせ）

建築都市局（建築系）発注の工事等の内訳明細書について、下記のとおり情報提供を行います。

記

1. 情報提供の対象とする内訳明細書について

予定価格（堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第19条第1項ただし書の規定により、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、契約期間中の予定総額をいう。以下同じ。）が2,500,000円を超える建設工事及び予定価格が1,000,000円を超える建設工事に関連する設計業務、監理業務、調査業務等（以下これらを「工事等」という。）を競争入札により発注した案件。

2. 公開の範囲

内訳明細書における公開部分は、次のとおりです。

①落札決定した日が属する月の翌月の初日から工事等の契約工期末後3年以内のもの

ア 落札決定後に堺市が公表している内訳明細書の範囲（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の金額を含む）までとし、建築工事内訳明細書標準書式にいう、科目別内訳書までとする。

②工事等の契約工期末後3年が経過したもの（保存期間が満了したものは除く）

上記①アに示す部分および次に示す部分。

イ 細目別内訳書における、単価及び金額。

ウ 共通仮設費（積上分）及び現場管理費（積上分）の細目別内訳書における金額。

ただし、単価を決定した法人等の正当な利益を著しく害するおそれがある、又は単価を決定した法人等から公にしないことを条件のもとに提供された、単価及び単価が類推できる金額については、非公開とします。

3. 情報提供の方法

『工事又は工事関連業務における内訳明細書の情報提供申出書（建築系）』に必要事項を記入の上、工事等の発注課ではなく工事担当課へ申請してください。

4. 実施時期

平成28年7月1日